

## 市長室 お答え します

から

### 男性が育児に 参加しやすい 環境整備について



**Q** 男性が参加する子育て環境の充実への取り組み、働く男性が育児休暇を取得しやすい職場環境の整備について教えてください。

**A** 子育てを積極的に楽しむパパが、「イクメン」と呼ばれ注目されています。

このような中、男性が育児をすることについての社会的気運を高め、育児休業を取りたい、育児にもっと関わりたい、という男性の希望をかなえるとともに、男性の育児参加を進め、夫婦で協力して子育てをする環境をつくることが求められています。

子育て期間中の働き方を見直し、仕事を続けやすい仕組みづくりと父親も子育てができる働き方の実現に向け、「改正育児・介護休業法」が、平成22年6月30日に一部を除き施行されました。また、平成21年4月1日に改正された「次世代育成支援対策推進法」では、事業主に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定することが義

務付けられ、市内の従業員101人以上の企業83社のうち81社が計画を策定するなど、子育ての環境づくりに取り組んでいます。

市では、父親の育児参加への意識を高めるために「パパマクラス」を実施し、初めての赤ちゃんを出産する夫婦とその家族に赤ちゃんを迎える準備とお風呂実習を行っています。産後は、助産師・保健師の家庭訪問、4カ月児・10カ月児の「赤ちゃん相談」、1歳6カ月児・3歳児の健康診査と続き、子育ての不安や悩みの相談に当たるとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、健全な育児環境づくりに努めています。

※くわしくは健康増進課(☎27-1111)または子育て支援課(☎20-1538)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。

## 消費生活 相談

### Q&A

### 中古車に関する トラブル



**Q** 中古車を現金で購入する申し込みをしました。翌日、都合によりキャンセルしたいと販売店に申し出たところ、キャンセル料が必要と言われました。支払わなければいけませんか。

**A** 中古車の購入申し込みをキャンセルする場合、まず自動車注文書の裏面に記載されている約款で、契約の成立時期を確認しましょう。

業界団体が採用している標準約款では、現金での契約の場合、「契約の成立日は①自動車の登録日、②注文により修理・改造・架装などに着手した日、③引き渡し日のいずれか早い日」とされています。

販売店がこの標準約款を使用している場合は、まだ①～③のいずれにも当てはまりませんので、契約は成立していないと考えられます。従って、キャンセル(申し込みの撤回)は可能です。ただし、すでに車庫証明申請の費用(実費)などが掛かっているときは支払う必要があります。

また、標準約款を使用しないで、「申し込みと同時に契約成立」など独自の契約条項を定めた約款を用いている販売店の場合、契約の成立時期が早まることもあります。

契約が成立してしまうと、購入者が一方的にキャンセルすることは、原則としてできません。双方の合意により契約を解除できる場合、キャンセル料の額は、「事業者が生じる平均的な損害額」に基づく合理的な金額であることが必要です。

なお、自動車についてはクーリングオフの適用はありません。

#### 契約は慎重に

- 注文書に署名・押印する前に、「契約の成立時期」や「キャンセル料」についてよく確認しましょう
- 焦って契約しない。事前に情報収集をして、支払いが可能かなど、十分慎重に検討した上で契約しましょう
- 信頼できる販売店で購入しましょう

#### 相談窓口

- 自動車公正取引協議会(☎03-3556-9177)
- 日本中古自動車販売協会連合会(☎03-5333-5881)

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。